

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第42号
事故等種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成26年3月5日 02時00分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬北方沖 兵庫県明石市所在の林崎港5号防波堤灯台から真方位251°7.2海里付近 (概位 北緯34°36.3′ 東経134°49.6′)
事故等調査の経過	平成26年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	押船 みずほ丸、34トン
船舶番号、船舶所有者等	134932、有限会社九州マリック
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 操船者、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 錨、錨索、浮き、浮子網等が破損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び操船者ほか1人が乗り組み、操船者が目視により見張りに当たり、船長が操舵に就き、明石海峡航路西口を通過した後、播磨灘航路第6号灯浮標に向ける針路（以下「予定針路」という。）で西南西進した。</p> <p>操船者は、船首方に赤色の灯光、右舷方に白色の灯光が見えたので、コースが間違っていると思い、本船を停止した。</p> <p>操船者は、一度、明石海峡航路まで戻ろうと考えていたところ、本船の左舷から船首方を通過する貨物船がいたので、コースは間違っていないと思い、約8ノットの対地速力で西南西進を続けた。</p> <p>本船は、平成26年3月5日02時00分ごろ、鹿ノ瀬北方沖に設置されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に進入し、同施設を損傷した。</p> <p>操船者は、夜明けを待ち、本事故の発生を船舶所有者及び海上保安部に連絡した。</p> <p>本船は、養殖業者の船により本件養殖施設から引き出された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	操船者は回航業務を行っており、京浜港川崎区から関門港若松区までの回航を船舶所有者から依頼されたものであり、ふだん、船長職を

	<p>とっていた。</p> <p>操船者は、主に船橋当直に就いており、疲労が蓄積した状態で、睡眠も十分にとれていなかった。</p> <p>本船にはレーダー及びGPSプロッターが装備され、操船者は、ふだん、GPSプロッターを見ながら操船を行っていたが、本事故当時は、GPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>本件養殖施設は、南北方向に約2,860m及び東西方向に約9,590mの範囲に毎年9月～翌年5月の間にのり網が設置されていた。</p> <p>操船者は、明石海峡航路から播磨灘航路の通航経験はあったが、本件養殖施設の存在は知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、播磨灘の鹿ノ瀬北方沖を西南西進中、操船者が、目視のみで見張りを行って航行していたことから、航行中の針路が予定針路と違っていることに気付かず、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、播磨灘の鹿ノ瀬北方沖を西南西進中、操船者が、目視のみで見張りを行って航行していたため、航行中の針路が予定針路と違っていることに気付かず、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に航行する場合は、目視のみに頼らず、GPSプロッター等により、船位の確認を適切に行うこと。 ・航行する水域については、水路調査を十分に行い、養殖施設等の設置位置を把握しておくこと。